る。）、川向字ムクン沢一の一、一の一五、二（次の図に示す部分に限る。）、字横萩一の六五、一の六九、一の八四（次の図に示す部分に限る。）、一の八五、松戸字トツ原沢六、七、小松字横吹四五の一、東栄町大字中設楽字軒山三八、三九の一、字西向六、字向島一三、二四の一、字ハタモリ沢九の四、大字御園字名場一三、字下平六〇の一、六〇の二、六一、字菅沼一〇の二、一二の二、一二の三、二二、字大野二九の一、二九の四、三〇の一、三〇の三、三一の一、三二の一、八五、八七の二、八七の三、八九、八九の一から八九の三まで、九〇の二、九八の四、九八の五、九九の一、九九の二、一〇〇の一、一〇〇の三、一〇一の二、一〇一の五、一〇一の七、一〇一の八、一〇一の一九、一〇二、一〇六の一から一〇六の三まで、一一〇、一一一の七、一一一の八、一一一の一九、一一一の三一、一一一の三二、一一二、一一八、字高遠一一の一、一一二、字野地八四の二、字久保一〇〇の二、一〇一の一、一三七、大字東薗目字梨畑二二の一、大字西薗目字舟ノ沢七の三、八、字若竹五〇の五、五一、五一の一、字河内一九、一九の一、字平瀬四五の四、四五の九、五〇の一、字横道一二、大字本郷字松久保一五の一、一六、大字足込字大原二六、八三の一、八三の二、八五の一から八五の四まで、字坂洞五五、大字振草字古戸大多平一〇の二、字古戸糸百合一八の一、二七の二、二七の三、二八、大字月字赤羽根一、四の二、四の三、六（次の図に示す部分に限る。）、六の二、字西坂甫五の九、字北坂甫一三、字大坂五の一、五の二、字一和二四の一、二四の三、豊根村三沢字上舟ノ沢二三から二五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字大菅四〇の六、四〇の七、四〇の一〇、字山下三五の一、字矢木沢八七、八八、八九の一、字森下三四の一、坂宇場字萩太郎九の一三（次の図に示す部分に限る。）、九の一七、下黒川字浅草三一の三から三一の六まで、三二の一、三二の二、字宝地一四の一、富山字東又三二（次の図に示す部分に限る。）、三二の一から三二の三まで、字西又二七、字大尾三七の一、三七の八、上黒川字西宇連二二、二三、二四の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山下三五の一（次の図に示す部分に限る。）、字矢木沢八七・八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字森下三四の一（次の図に示す部分に限る。）、字宝地一四の一（次の図に示す部分に限る。）、字西宇連二二・二四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市東大林町長途七の四、七の五、田津原町霄六の一、七の一、八の二、八の三、一四（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市加塩町弁財天一、栢木一〇、松本八の一、八の二、二九、向田一八、三五、東二九、三〇、三七（次の図に示す部分に限る。）、小田道三三の二、三三の三、三八、三九、東大林町苅返一八の一、保田一三、一五、一六の一、二七の二、二八の一、田津原町上谷一（次の図に示す部分に限る。）、二、四、五、二五の二、二五の三、二六の一、静滝四の一、五の一、五の二、六の一、七の一、七の二、八の一から八の三まで、九の一、二四・二四の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二五の三、日影五七（次の図に示す部分に限る。）、西河合一二から一四まで、日向三七、三八の一、四〇の一、四一、四二、四三の二、河合三の二、三の五、七の二、宮ノ空七の三から七の五まで、八、九、九の一、一二の一、一三（次の図に示す部分に限る。）、一六の三、一七の二、一七の三、一八、一九の一、一九の三、二三の五、二四の一、二四の二、二五の一、二六、六五の三、六六、惣作七、七の一、向三六の一、三六の二、三六の四、三六の六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市一色町川西五〇〇の一、五〇一の一、五〇七の六から五〇七の一一まで、五〇七の一四、五〇八の一から五〇八の九まで、五〇八の一三から五〇八の一九まで、新田四五二の二から四五二の四まで、四五二の六、四五三の一、四五三の二、四五三の四の一、井戸洞五一四の一〇（次の図に示す部分に限る。）、浅谷町カヲレ五五の二、五五の一三、五五の二〇、五五の二一、五五の二五から五五の二八まで、五五の三三から五五の三六まで、五五の五〇から五五の六二まで、五五の六五から五五の七三まで、五五の一一九、土場七二六の一七から七二六の二八まで、七二六の四二から七二六の四七まで、平柴二〇の二五、二〇の三一、二一の一から二一の四まで、二二の三一、二二の三二、万町町紙屋一、二、飛ケ入一一の一、一一の二、神田沢二一の一、二一の五、二一の六、二二から二四まで、二五の一から二五の三まで、二五の五、二五の六、二六から三〇まで、三二の一、堀谷一三の一、一七の三、一八の二、二九の一、三一の一、三二の一、三三の一から三三の三まで、三四、四二の一、四六の二、四六の三、四八、四九の一、五〇の一、五九の一、五九の三、柿平五、一三の一、一三の二、一九の一、二〇から二六まで、三一の二、三二、三五、三九、四〇、四六の一、初野開一四の一、一四の二、二〇の二、二二の一、宇治葉美一の一、二の一、一七の一、柿畑三の二、七、一二の一、一二の二、二一の二、四九の一、旭八幡町長坂五一、五二の一、五二の二、五三の一、五三の二、五四、五四の一、六二の一、六二の五、六二の六、六二の八から六二の一六まで、六二の七・六二の二二・六二の二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、根山六三の一、六四の一、六五、六六、七二の二、七二の四、七五の一、七六の一、七六の二、七六の五、七六の六、六四の二・六七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、蕨野七八の二、八三、八五の一、九六